

「改正育児・介護休業法等説明会」(Web開催)

令和4年4月1日から、改正育児・介護休業法が順次施行されています。

改正により、男女とも仕事と育児を両立できるよう、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）が創設されたほか、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、本人または配偶者が妊娠・出産する労働者に対する制度の個別周知・意向確認等が事業主に義務付けられました。

このたび宮城労働局では、管内の事業主のみなさまに向け、以下のとおり改正育児・介護休業法等説明会をオンラインにより開催します。ぜひご参加ください。

開催日時	開催場所	定員
令和4年 9月29日（木）13:30～15:30	Zoomを使用した オンライン開催	150名
令和4年 10月5日（水）13:30～15:30		150名

○主催

宮城労働局
宮城働き方改革推進支援センター

○説明内容

- ・改正育児・介護休業法について
- ・育児休業給付制度の改定について
- ・雇用を守る在籍型出向制度について
- ・両立支援等助成金について
- ・業務改善助成金について
- ・テレワーク助成金について

○参加費

無料

○使用資料

令和4年9月5日までに宮城労働局ホームページ（トップページ）の「重要なお知らせ」に掲載しますので、事前にダウンロードしてお手元にご準備のうえ当日ご参加ください。（当日は、画面に資料を映し出す他、参加中にウェビナーのフォルダから資料を閲覧いただくことも可能です）

○その他

裏面の「説明会への参加申し込み方法」により9月22日（木）までにお申し込みください。
当説明会のお申し込みにあたりお預かりした個人情報、本事業に係るご連絡にのみ使用させていただきます。
その他ご不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【参加申込に関する連絡先】

宮城働き方改革推進支援センター
〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-43
アクス原町ビル 201
TEL:0120-97-8600 FAX:022-357-0024
E-mail: support@miyagi-hatarakikata.jp
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/miyagi.html>

【説明会内容に関する問い合わせ先】

宮城労働局雇用環境・均等室
担当：雇用均等指導員
〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第4合同庁舎 8F
TEL:022-299-8844 FAX:022-299-8845

説明会への参加申し込み方法

★お申し込みはメールによりお願いいたします。

宮城働き方改革推進支援センターのメールアドレスに、必要事項を入力して送信してください。
メールアドレスは support@miyagi-hatarakikata.jp です。

★メールに入力していただく内容は次のとおりです。

メールの件名に「改正育児・介護休業法等説明会の参加申し込み」と入力し、本文に次の10項目を順番に入力して送信してください。

- ①セミナー名:改正育児介護休業法等説明会
- ②開催日:令和4年〇月〇日（※複数日の入力はできません。）
- ③企業名:
- ④所在地(郵便番号):
- ⑤所在地(住所):
- ⑥連絡先電話番号:
- ⑦部署・役職名:
- ⑧氏名(漢字):（※複数名の入力はできません。）
- ⑨氏名(ふりがな):
- ⑩メールアドレス:

(返信メールを「support@miyagi-hatarakikata.jp」から送信しますので、当該メールアドレスからのメールを受信できるように設定をお願いします。)

★申込時に入力いただいたメールアドレスあて、申込確認のための返信メールをお送りいたします。その後、開催日までに当日使用するログインIDとパスワードをメールで送信いたします。なお、ご連絡は、厚生労働省委託事業者である「宮城働き方改革推進支援センター」より行います。

- 同一事業所内で複数の方が参加される場合は、それぞれ個別にお申し込みください。
- 説明会の録音や録画はお控えください。
- 説明会当日は、後日ご案内する「ログインID」、「パスワード」を入力の上、参加してください。（説明会当日は開始時刻の15分前に開場する予定です。）
- ネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。